



令和8年度 放任果樹伐採支援事業

回覧

放任果樹の伐採を支援します！

村上市有害鳥獣被害防止対策協議会



クマなど野生鳥獣の生活圏への出没抑制を図るため、放任果樹の伐採及び伐採後の処分に係る経費を支援します。

区分	内容
対象者	町内・集落(区)、農家組合の団体 ※個人は対象外
補助要件	①住宅付近等、人の生活圏に現存する樹木であり、クマや野生鳥獣の出没防止を図るために行う伐採であること。 ②伐採について、所有者からの書面による同意が得られていること。 ③放任果樹を<u>根元から伐採</u>すること。 ④令和8年12月末までに伐採が完了していること。 ⑤出荷用として栽培されている樹木でないこと。 ⑥国や県等の類似の補助金制度による支援を受けていないこと。
対象経費	①作業に用いる機械等の賃借料及び燃料費等に係る経費 ②作業を行ってくれる者への賃金・謝礼・日当に係る経費 ③伐採後の放任果樹の処分に係る経費 ④作業委託に係る経費
補助金額	補助対象経費の2分の1以内（上限5万円） ※1,000 円未満切り捨て

○手続きに必要な書類

手続	提出物
交付申請	☐ 交付申請書 ☐ 現況写真 ☐ 位置図 ☐ 見積書等 ☐ 土地(樹木)所有者の同意書
実績報告	☐ 実績報告書 ☐ 事業費の請求書及び領収書の写し ☐ 写真（伐採前と伐採後の状況及び作業の様子が分かること）

↓様式はここからダウンロード



申込期間 令和8年9月1日(火)～令和8年11月30日(月)

※放任果樹伐採支援事業の活用を検討されている場合は、まずは下記にご相談ください。

お問い合わせ先

村上市役所	農業政策推進課	☎ 0254-53-3369
荒川支所	産業建設課	☎ 0254-62-3105
神林支所	産業建設課	☎ 0254-66-6114
朝日支所	産業建設課	☎ 0254-72-6883
山北支所	産業建設課	☎ 0254-77-3115